

重要事項説明書（介護予防訪問看護）

当事業所における指定介護予防訪問看護サービスについての内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定介護予防訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	株式会社吉正
代表者氏名	代表取締役 岩本 正己
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	滋賀県大津市石山寺2丁目25番28号
法人設立年月日	平成27年3月2日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	訪問看護リハビリステーション満月
介護保険指定 事業所番号	2560190270
事業所所在地	滋賀県大津市朝日が丘1丁目1-6 1F
連絡先 相談担当者名	川口 浩太郎
事業所の通常の 事業の実施地域	大津市石山中学校区、大津市栗津中学校区、大津市南郷中学校区、 大津市瀬田中学校区、大津市北大路中学校区、大津市打出中学区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	利用者の意志及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な指定介護予防訪問看護の提供を確保することを目的とします。
運営の方針	1 事業所が実施する指定介護予防訪問看護の事業は、利用者が要支援状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとします。 2 指定介護予防訪問看護は、利用者の介護予防に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うものとします。 3 指定介護予防訪問看護の事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重しながら、サービスの提供に努めるものとします。 4 指定介護予防訪問看護の事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、介護予防支援事業者、地域包括支援センター、他の介護予防サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとします。 5 指定介護予防訪問看護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、主治医及び介護予防支援事業者への情報の提供を行うものとします。 6 前5項のほか、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月22日大津市条例第16号）に定める内容を遵守し、指定介護予防訪問看護の事業を実施するものとします。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営 業 日	月～土(祝日、8月12日～8月15日、12月29日～1月4日を除きます。)
営 業 時 間	9:00～17:00 営業時間外でも電話等の対応は24時間可能です。

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月～土(祝日、8月12日～8月15日、12月29日～1月4日を除きます。)
サービス提供時間	9:00～17:00 サービス提供時間外でも電話等の対応は24時間可能です。

(5) 事業所の職員体制 (令和6年2月1日時点)

管理者	看護師 川口 浩太郎
-----	------------

職	職 務 内 容	人 員 数
管理者	1 主治の医師の指示に基づき適切な指定介護予防訪問看護が行われるよう必要な管理を行います。 2 介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書の作成に関し、必要な指導及び管理を行います。 3 従業員に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常 勤 1 名
看護職員 (看護師)	1 介護予防訪問看護計画書の作成を行います。 2 介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 3 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	常 勤 2 名 非常勤 3 名
看護職員 (准看護師)	1 介護予防訪問看護計画書に基づき、指定介護予防訪問看護のサービスを提供します。 2 訪問日、提供した看護内容等を記載した介護予防訪問看護報告書を作成します。	非常勤 3 名
理学療法士等	1 在宅におけるリハビリテーションを実施します。	常勤 4 名 非常勤 2 名

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
介護予防訪問看護計画書の作成	主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成した介護予防サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた介護予防訪問看護計画書を作成します。
介護予防訪問看護の提供	介護予防訪問看護計画に基づき、介護予防訪問看護を提供します。 具体的な介護予防訪問看護の内容 ① 病状・障害の観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 食事および排泄等日常生活の世話 ④ 床ずれの予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ ターミナルケア ⑦ 認知症患者の看護 ⑧ 療養生活や介護方法の指導 ⑨ カテーテル等の管理 ⑩ その他医師の指示による医療処置

(2) 看護職員等の禁止行為

看護職員はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑤ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑥ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額について

別紙をご参照ください。

- ※ 法定代理受領サービスのときは利用者負担額が『介護保険負担割合証』に記載された割合となります。
- ※ サービス提供時間数は、実際にサービス提供に要した時間ではなく、介護予防サービス計画及び介護予防訪問看護計画書に位置付けられた時間数（計画時間数）によるものとします。なお、計画時間数とサービス提供時間数が大幅に異なる場合は、利用者の同意を得て、介護予防サービス計画の変更の援助を行うとともに介護予防訪問看護計画書の見直しを行いません。
- ※ 緊急時介護予防訪問看護加算は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して 24 時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。1 月以内の 2 回目以降の緊急時訪問については、早朝・夜間（日中の 1.25 倍）、深夜（日中の 1.5 倍）の加算を算定します。

特別管理加算は、指定介護予防訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者（別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。）に対して、指定介護予防訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。

- ① 在宅悪性腫瘍等患者指導管理若しくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態又は気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
- ② 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理又は在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
- ③ 人工肛門又は人工膀胱を設置している状態
- ④ 真皮を超える褥瘡の状態
- ⑤ 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態

特別管理加算（Ⅰ）は①に、特別管理加算（Ⅱ）は②～⑤に該当する利用者に対して介護予防訪問看護を行った場合に加算します。

- ※ 初回加算は新規に介護予防訪問看護計画書を作成した利用者に対し、介護予防訪問看護を提供した場合に加算します。また退院時共同指導加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 退院時共同指導加算は入院若しくは入所中の者に対し、主治医等と連携し在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。
また初回加算を算定する場合は算定しません。
- ※ 複数名介護予防訪問加算は、二人の看護師等又は一人の看護師等と一人の看護補助者が同時に介護予防訪問看護を行う場合（利用者の身体的理由により1人の看護師等による介護予防訪問看護が困難と認められる場合等）に加算します。
- ※ 長時間介護予防訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の時間が1時間30分を超える介護予防訪問看護を行った場合、介護予防訪問看護の所定サービス費（1時間以上1時間30分未満）に加算します。
- ※ 主治の医師（介護老人保健施設の医師を除く）から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から14日間に限って、介護保険による介護予防訪問看護費は算定せず、別途医療保険による提供となります
- ※ 地域区分別（5級地）の単価で算定しています。
- ※ （利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合）上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収証」を添えてお住まいの市町村（保険者）に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

4 その他の費用について

① エンゼルケア	13,240円請求いたします。
② キャンセル料	サービス提供日当日に利用者よりサービスの提供の中止の申出があった場合は、キャンセル料として1,500円を徴収いたします。

5 利用料、利用者負担額その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額、その他の費用の請求方法等	ア 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月10日頃に利用者様に送付または担当者が持参させていただきます。
② 利用料、利用者負担額、その他の費用の支払い方法等	ア 郵便局引き落としをお願いしています。サービス料金は利用月の翌月27日に引き落とされますので、請求金額を入金していただきますようお願いいたします。 イ 金融機関への振込によるお支払いを希望される場合、振込手数料は利用者様の負担となります。 ウ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収証をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

※ 利用料、利用者負担額及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から3月以上遅延し、さらに支払いの督促から1ヶ月以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する看護職員等の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により、担当する看護職員等の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	ア 相談担当者氏名	川口 浩太郎
	イ 連絡先電話番号	077-548-6778
	同ファックス番号	077-548-6678
	ウ 受付日及び受付時間	9:00~17:00

※ 担当する看護職員等に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要支援認定の有無及び要支援認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要支援認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護予防支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要支援認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要支援認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 主治の医師の指示並びに利用者に係る介護予防支援事業者が作成する「介護予防サービス計画（ケアプラン）」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「介護予防訪問看護計画書」を作成します。なお、作成した「介護予防訪問看護計画書」は、利用者又は家族にその内容を説明の上交付いたしますので、ご確認くださいようお願いします
- (4) サービス提供は「介護予防訪問看護計画書」に基づいて行ないます。なお、「介護予防訪問看護計画書」は、利用者等の心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 看護職員等に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	看護師 川口 浩太郎
-------------	------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。 ② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。 ③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。 ④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。 ② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。 ③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、ご家族様にも連絡します。

11 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者（地域包括支援センターより介護予防支援の業務を受託している居宅介護支援事業者を含む。以下同じ。）等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定介護予防訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、上記の事態に備え、損害保険に加入しております。

12 身分証携行義務

看護職員等は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

13 心身の状況の把握

指定介護予防訪問看護の提供に当たっては、介護予防支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

14 介護予防支援事業者等との連携

- ① 指定介護予防訪問看護の提供に当り、介護予防支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、「介護予防訪問看護計画書」の写しを、利用者の同意を得た上で介護予防支援事業者へ速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに介護予防支援事業者へ送付します。

15 サービス提供の記録

- ① 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、そのサービスの提供日、内容及び利用料等を、サービス提供の終了時に利用者の確認を受けることとします。また利用者の確認を受けた後は、その控えを利用者に交付します。
- ② 指定介護予防訪問看護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを完結した日から5年間保存します。
- ③ 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

16 衛生管理等

- ① 看護職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定介護予防訪問看護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

17 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

ア 提供した指定介護予防訪問看護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。

苦情があった場合には、直ちに担当者が利用者に連絡を取り、直接訪問するなどして、詳しい事情を聞くとともに、当該利用者の担当者からも事情を確認します。

苦情処理については、検討結果等に基づき、できるかぎり速やかに利用者に対する対応を行います。

苦情の内容、処理結果について記録した上、台帳に保管し、再発防止に役立てます。

苦情の内容によっては、行政窓口等を紹介します。

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 管理者 川口 浩太郎	電話番号 077-548-6778 受付時間 9:00～17:00
【市町村（保険者）の窓口】 大津市介護保険課	電話番号 077-528-2753 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/29～1/3 休み)
【公的団体の窓口】 滋賀県国民健康保険団体連合会	電話番号 077-510-6605 受付時間 9:00～17:00 (土日祝・12/29～1/3 休み)

18 非常災害対策

事業者は、医療機関、他の社会福祉施設及び地域住民と非常災害時における連携及び協力関係を構築するよう努めます。

19 暴力団排除

- ① 事業所を運営する法人の役員及び事業所の管理者その他の従業者は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。次項において同じ。）ではありません。
- ③ 事業所は、その運営について、暴力団員の支配を受けません。

20 第三者による評価の実施状況

第三者による評価の実施状況	あり	実施日	
		評価機関名称	
		結果の開示	あり なし
	なし		

上記内容について、「大津市介護保険法に基づく指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」（平成25年3月22日大津市条例第16号）の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

個人情報取り扱いに関する同意書

- ① 医療・介護サービスの提供
 - ・ 医療機関、介護サービス事業者等との連携
 - ・ 主治医や介護サービス事業者との照会および回答
 - ・ サービス担当者会議での情報提供
 - ・ その他、利用者へのサービス提供に関する利用
- ② 医療・介護報酬請求のための事務
 - ・ 医療・介護・公費負担額医療等に関する医療介護報酬請求のための利用
 - ・ 審査支払機関または保険者からの照会への回答
- ③ 当事業所の管理運営業務
 - ・ 事業所運営に関する会計・経理業務
 - ・ 苦情・事故等の報告
 - ・ 賠償責任保険等に係る、医療・介護に関する専門の団体、保険会社等への相談または届出等
- ④ 外部・行政の審査・監査機関への情報提供
- ⑤ 看護師・ヘルパー等の実習に必要な情報提供
- ⑥ 職員の知識・技術の研鑽を目的とした情報共有

私は、訪問看護リハビリステーション満月を運営する(株)吉正との間で締結しました。

上記内容について、私および私の家族等の個人情報を用いることに同意します。

年 月 日

利用者	
家族等	